

長浜市立湖北病院職員を募集します(平成30年4月1日採用予定)

職種	採用 予定人員	受 験 資 格
薬 剤 師	1 人	次のいずれにも該当する人 ○昭和57年4月2日以降に生まれた人 ○薬剤師法による薬剤師の免許を有する人（平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む） ○市内または近接地に居住できる人
臨床検査技師	1 人	次のいずれにも該当する人 ○平成4年4月2日以降に生まれた人 ○臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する人（平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む） ○市内または近接地に居住できる人
作業療法士	2 人	次のいずれにも該当する人 ○昭和57年4月2日以降に生まれた人 ○理学療法士および作業療法士法による作業療法士の免許を有する人（平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む） ○市内または近接地に居住できる人

■試験日 7月29日(土) ■申込受付期限 6月30日(金) 当日消印有効

職種	採用 予定人員	受 験 資 格
看護師	10人	次のいずれにも該当する人 ○昭和57年4月2日以降に生まれた人 ○保健師助産師看護師法による看護師の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○市内または近接地に居住でき夜間勤務ができる人

■第1回試験 7月22日(土) ■申込受付期限 6月30日(金) 当日消印有効

■第2回試験 8月26日(土) ■申込受付期限 7月31日(月) 当日消印有効

〈各職種共通事項〉

■試験会場 長浜市立湖北病院

■申 込 み 受験申込書を直接または郵送で右記まで。受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「○○職受験申込書 請求」と朱書きし、返信用封筒[角型2号](120円切手を貼付して宛先、郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会
(長浜市立湖北病院事務局管理課内)
〒529-0493 木之本町黒田1221
☎82-6143

市立長浜病院 自動販売機(飲料系)設置者の募集

☎市立長浜病院経営企画課(☎68-2300)

市立長浜病院では、院内各階に置く自動販売機(飲料系)の設置者を募集します。

【応募資格】自動販売機(飲料系)業を自ら営んでいる人で、長浜市内に事務所を有し、販売実績があること。

【設置台数等】15台

※缶、ペットボトル等の飲料系自動販売機は1設置業者につき2台までとします。(予定)

【設置条件】毎月の売上額に対する一定率の手数料を支払っていただきます。

【設置時期】7月下旬(予定)

【契約期間】8月～平成34年7月

【申込期限】6月20日(火)

【そ の 他】設置を希望する場合は、担当課まで。



豊公園再整備基本計画を策定しました

☎都市計画課(☎65-6554)

豊公園は、長浜市の中心市街地に位置し、市民の休息、散歩、遊戯、運動等多目的な利用を目的とする総合公園です。魅力ある都市公園を目指した再整備を図るため、豊公園再整備基本計画を策定しました。

再整備は第1段階として、滋賀国体の開催(平成36年度)を目標にテニスコート周辺のエリアを整備し、その後順次整備を進める予定です。

公園の中心には、秀吉公の馬印にあやかり、ひょうたん形の広場を、琵琶湖を臨む湖岸部分には、夕陽を楽しむデッキを設けます。

市ホームページにて、豊公園再整備基本計画の全編を掲載しています。

●再整備の基本方針 全体テーマ

「琵琶湖の水・中心市街地のにぎわい・歴史風土をつなぐみどり豊かな公園」

●主な整備内容

長浜駅西口から来園する人のための出入口を整備し、長浜城歴史博物館までの並木道を整備します。また、豊公園駐車場から長浜城歴史博物館の間にも広い園路を整備します。

現在、土のグラウンドである自由広場を芝生の広場とし、児童遊園をその隣に移設します。



▲再整備後の豊公園(イメージ)

知っていますか？

屋外広告物看板設置のルール

☎都市計画課(☎65-65562)

美しい景観を守り、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を一定の許可基準のもと規制しています。

屋外広告物とは

常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの
(例)建物の屋上や壁面に表示・設置する広告板、野立ての広告板、立看板など

広告物の表示・設置には市の許可が必要な場合があります

一定基準を超える広告物を表示・設置する場合、広告主は事前に市の許可を受け、適正に管理する必要があるります。広告物の表示内容等の変更や、許可期間満了後に継続して表示・設置する場合も、市の許可が必要です。なお、許可を受ける際は、手数料の納付が必要で

地域に応じ、広告物の表示・設置には基準があります

広告物を表示・設置してはいけない物件(禁止物件)や地域があり、表示・設置してもよい地域についても、大きさ等が決まっています。

また、著しく老朽した広告物等(禁止広告物等)は撤去する必要があります。

広告物の表示・設置には市の許可が必要です。無許可の広告物や、基準に合っていない広告物を表示・設置している場合は、是正指導を行っています。屋外広告業者に広告物の表示・設置等を依頼している場合も、業者等に許可書を確認するなど、その広告物が市の許可を受けていることを確認してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。だくか、担当課にお問い合わせください。



▲市民共有の財産である眺望景観を保全します。